

## 【奨学金制度】

### ① 日本学生支援機構奨学金制度（貸与型）について

この奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し学資の貸与、その他必要な援助を行う奨学事業です。

出願と採用	奨学金の貸与を希望する学生は、事務部（学生生活）で説明を受け出願してください。 日本学生支援機構の奨学規程及び奨学推薦基準等により、適格者を選考のうえ採用されます。
出願時期	4月中旬および9月初旬（めいおんポータルサイトに掲載します。）
第一種 （無利子貸与）	最高月額 54,000 円（自宅通学者） 最高月額 64,000 円（自宅外通学者） 20,000 円、30,000 円、40,000 円（自宅・自宅外通学者共通） ● 自宅外通学者の場合は、上記金額に加えて50,000 円を選択できます。 ● 貸与始期について、4 月募集時は 4 月分から9 月募集時は 10 月分から選択できます。
第二種 （有利子貸与）	貸与月額 20,000 円・30,000円・40,000 円・50,000 円・60,000 円・70,000 円・80,000 円・ 90,000 円・100,000 円・110,000 円・120,000 円 ● 貸与始期について、4 月募集時は 4 月分から、9 月募集時は 10 月分から選択できます。また、入学特別増額貸与として入学年月を始期として奨学金の貸与を受ける人は、希望により 10 万円・ 20 万円・30 万円・40 万円・50 万円の5 種類の中から選択した額を初回振込時に限り増額して貸与を受けられます。
その他	緊急採用、応急採用等があります。（事務部（学生生活）窓口で相談してください。）
返還について	奨学金は貸与であり、貸与終了後は「返還誓約書」に従って必ず返還しなければなりません。

### ② 日本学生支援機構奨学金制度（給付型）について

この奨学金は、国の「高等教育の修学支援新制度」のひとつ※として、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学および修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。以下の表のとおり、世帯の所得金額に基づく区分、また通学形態により支給金額が定められています。

※ひとつは授業料等減免、ひとつは給付奨学金。

（月額）

支援区分	第 I 区分	第 II 区分	第 III 区分	第 IV 区分 （多子世帯に限る）
自宅通学	38,300 円 (42,500 円)	25,600 円 (28,400 円)	12,800 円 (14,200 円)	12,800 円 (14,200 円)
自宅外通学	75,800 円	50,600 円	25,300 円	25,300 円

※（ ）内は生活保護受給世帯の受給金額。

※支援区分が「多子世帯(第 I～IV区分ではない)」の場合は授業料等減免のみの支援で、給付奨学金はなし。

※日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種）の貸与を受けている者は、貸与上限額が制限されます。

※所得区分の詳細および学業等に係る基準は事務（学生生活）に問い合わせてください。

※家計急変時の採用は随時事務部にて受付をしています。ただし、急変事由が発生した日から 3 ヶ月以内の申し込みに限ります。

※日本学生支援機構奨学金制度（給付）の申請時に併せて『授業料等減免制度（文部省）』を必ず申し込んでください。

## 【授業料等減免制度】

授業料等減免制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう授業料等（授業料と入学金）の減免による支援を行うものです。

対象者：日本学生支援機構の「給付奨学金」を受給している者、又は、支援区分が「多子世帯」である者  
減免額：給付奨学金の「支援区分」に基づき決定します。毎年区分は見直しされます。

※授業料等減免の申請は、給付奨学金の申込をしてください。

※毎年継続手続きが必要で、世帯の所得や成績による判定があります。